

基本仕様書（企画提案時）

1 委託件名

Instagramを活用した広報業務委託

2 目的

福岡市公式Instagram(アカウント名：fukuoka_official)を活用し、写真や動画などにより福岡市の魅力を国内外に向けて発信し、都市イメージの向上を図るもの。

3 履行場所

市長室広報戦略室広報戦略課 外

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 委託内容

(1) 福岡市公式Instagram(アカウント名：fukuoka_official)の運用

①「#fukuokapics」を付けて投稿された写真や動画の中から、福岡市公式Instagram(アカウント名：fukuoka_official)(以下「当アカウント」という。)に投稿するものを選定し、日本語及び英語でキャプションを付けて、月5回以上投稿すること。

なお、当アカウントに投稿された写真や動画は、福岡市が実施または福岡市の都市イメージ向上に寄与する各種プロモーション活動等においてInstagram以外での媒体でも使用できるように、受注者は写真や動画の投稿者に合意を得た上で写真や動画のデータを取得し、納品すること。過去に投稿された写真や動画のデータについても、発注者の求めがあった場合は同様に対応すること。

②未認知ユーザーへのリーチを目的として、福岡市の魅力を伝えるInstagramリールを年に12本、「#fukuokapics」を付けて投稿された写真や動画をInstagramリールに編集したものを年に4本それぞれ制作し投稿すること。

③福岡市の魅力を伝える1分程度の横型動画を年に1本制作し、投稿すること。

※①～③においては、ストーリーズ機能も適宜活用しながら、効果的な発信を行うこと

(2) アカウントPRを目的として、Instagramでの広告配信を年に3回実施すること。

(3) 業務実施報告

投稿に対する反応やフォロワー数、いいね数、広告配信の効果など、実施結果に対する効果測定を行い、業務完了後実施報告書を作成し、紙及びデータで納品すること。

※ 詳細な内容は、提案競技の結果をもとに、発注者と受注者で協議し調整するものとする。また、受注者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。

6 その他

(1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物(以下「成果物」という。)に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、福岡市に帰属するものとする。

(2) 受注者は、本委託の遂行(成果物を含む)にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害

していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。

- (3) 発注者は、福岡市のシティプロモーションに資する目的で、成果物を福岡市が実施する各種プロモーション活動等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
- ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③ 発注者が「2 目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。
- (4) 各業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。